

議案第4号

会費規定の改正について

鎌倉同人は、これまで社会経済情勢の変化にもかかわらず、昭和62（1987）年から年会費額を据え置いてきました。

しかしながら、昨今の急激な物価高騰への対応や当会が目指す鎌倉の文化の維持発展の活動を継続するための財政基盤の安定化という観点から、現行の会費収入額では、会の安定的な運営費の確保や諸活動の積極的な実施が難しい状況になってまいりました。

そのため、令和7年度より一般社団法人鎌倉同人社会費規定 第3条(1)の 個人会員3,000円 を 個人会員5,000円 に改定することとします。

《参考》

一般社団法人鎌倉同人社会費規定 （抜粋）

（会費）

第3条 年会費は、会員種別に応じて次のとおりとする。

(1) 個人会員 3,000円

(2) 法人会員 1口10,000円、1口以上

2 年会費の計算期間は4月から翌年3月までの1年とし、毎年1年分を先払いするものとする。

3 納入された会費は、いかなる理由があっても返還しない。